

ネットとうほく 2017 (検) 第 3 号-6

2021 年 (令和 3 年) 9 月 21 日

〒981-3204

仙台市泉区寺岡 6 丁目 2 番地の 1

株式会社ロイヤルパークホテルアンドリゾーツ 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライツシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



終了通知書

当団体からの2020年(令和2年)8月6日付申入書(以下、「申入書」という)に対し、貴社より2021年(令和3年)7月1日付再々回答書(以下、「再々回答書」という)を拝受いたしました。長期間にわたる照会・申入れに対し、真摯にご検討のうえ丁寧にご対応いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

申入書の申入れ事項2(損害賠償に関する条項)及び申入れ事項3(免責条項)については、申入れの趣旨に添った改定を頂けるとのことであり、申入れ事項1(取消料に関する規約)については、当団体の見解とは異なる点があるものの、貴社のご回答は理解できるものであることから、今回の申入れ活動につきましては、本書面をもちまして終了とさせていただきます。

後日で結構ですので、申入れ事項2及び申入れ事項3を改訂後の規約の写しを送付頂けるようお願い申し上げます。

なお、申入れ事項2(損害責任条項)に関する付言事項について、改正民法下においては、履行補助者の故意過失が債務者の過失と同視されるのではなく、履行補助者の行為が債務不履行の有無の判断に当たってどのように評価されるかは、個別の事案毎に検討されることになると理解しており、また申入れ事項

3（免責条項）に関する付言事項についても、記載のような場合は基本的には貴社に過失がないと整理される事案と考えますが、過失の有無程度は、個別の事案・事情において判断されることになると考えられますので、各規定の運用においてご留意頂きますようお願い申し上げます。

また、これまでにやり取りさせていただいた文書につきましては、送付済みの「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に従って公表させていただきますことを申し添えます。

以 上